

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田広志

仙台市人事委員会規則第十五号

職員の初任給調整手当に関する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年仙台市人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
別表第一（第六条関係）		別表第一（第六条関係）	
期間の区分	手当額	期間の区分	手当額
16年未満	221,700	16年未満	228,400
16年以上17年未満	212,800	16年以上17年未満	219,500
17年以上18年未満	203,900	17年以上18年未満	210,600
18年以上19年未満	194,900	18年以上19年未満	201,600
19年以上20年未満	186,000	19年以上20年未満	192,700
20年以上21年未満	177,000	20年以上21年未満	183,700
21年以上22年未満	168,000	21年以上22年未満	174,700
22年以上23年未満	159,100	22年以上23年未満	165,800
23年以上24年未満	150,200	23年以上24年未満	156,900
24年以上25年未満	141,100	24年以上25年未満	147,800
25年以上26年未満	132,200	25年以上26年未満	138,900
26年以上27年未満	123,300	26年以上27年未満	130,000
27年以上28年未満	114,300	27年以上28年未満	121,000
28年以上29年未満	105,400	28年以上29年未満	112,100
29年以上30年未満	96,600	29年以上30年未満	103,300
30年以上31年未満	87,700	30年以上31年未満	94,400
31年以上32年未満	78,900	31年以上32年未満	85,600
32年以上33年未満	70,000	32年以上33年未満	76,700
33年以上34年未満	61,200	33年以上34年未満	67,900
34年以上35年未満	52,300	34年以上35年未満	59,000
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。		備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。	

附 則

この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、改正後の別表第一の規定は、同年四月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)